様式第２号

景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）

<table>
<tr><th colspan="3">景観形成基準</th><th colspan="2">チェック欄</th></tr>
<tr><td rowspan="4">共通事項</td><td>位置</td><td>・景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。
・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。
・山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形をいかすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。
・沿道景観形成区域でも尾根の近くにあっては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。
・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</td><td>□
□
□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>規模</td><td>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>緑化等</td><td>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。
・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。
・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</td><td>□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物の建築等又は工作物の建設等</td><td>位置</td><td>・建築物等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等（以下「沿道広告等」という。）を除く。）の敷地が幹線道路（県道及び広域農道をいう。）に接する場合は、その境界から山麓景観形成区域にあっては 5m以上、沿道景観形成区域にあっては 20m以上後退した位置とすること。
・沿道景観形成区域内の建築物及び山麓景観形成区域内の専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物（以下「住宅等」という。）は、隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。
・山麓景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とすること。</td><td>□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>規模</td><td>・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは 20mを超えないこと。
・電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。
・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</td><td>□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>外観</td><td>・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。
・壁面設備、屋上設備等（※）は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。
※　「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。
・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。</td><td>□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>・周辺の景観と調和した色彩とすること。
・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
・外観のベースカラー（※）の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。
<table>
<tr><th>有彩色の色相</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td>0.1YR～5Y</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr>
</table>
※　色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721（色の表示方法～三属性による表示）による。以下同じ。
ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。
・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</td><td>□
□
□
□</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>素材</td><td>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。
・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</td><td>□
□</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>緑化</td><td>・当該行為に係る敷地面積が 1,000 ㎡以上にあっては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積の 3%以上を緑化すること。
・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。
・緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。
・建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</td><td>□
□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)</td><td>変更後の形状</td><td>・長大なのり面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。
① のり面は、緑化可能な勾配とすること。
② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
・既存の自然地形をいかし、周辺の地形と調和させること。</td><td>□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>緑化</td><td>・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">土石の採取、鉱物の掘採</td><td>方法</td><td>・展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。
・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。
① のり面は、緑化可能な勾配とすること。
② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</td><td>□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>遮へい</td><td>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>緑化</td><td>・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">木竹の伐採</td><td>方法</td><td>・既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は伐採しないこと。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>緑化</td><td>・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>位置</td><td>・沿道景観形成区域にあっては、道路等に敷地が接する場合には、その境界から 20m以上後退すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>遮へい</td><td>・展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。
・塀、さく等（高さ 3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。
<table><tr><td>有彩色の色相</td><td>彩度</td></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr></table></td><td>□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>水面の埋立て又は干拓</td><td>変更後の形状</td><td>・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。
① のり面は、緑化可能な勾配とすること。
② 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</td><td>□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>特定照明</td><td>方法</td><td>・特定の対象物を照射するものであること。
・対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</td><td>□
□</td><td></td></tr>
</table>